

3 年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、令和8年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手 順	使 用 す る 書 類 等
1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算	源泉徴収簿 令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（47ページ以下参照） 所得金額調整控除申告書
3 扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 （令和8年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算表（64ページ参照））
4 所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（55ページ参照）
6 年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

（注） 年末調整の計算は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、各手順の計算の一部が自動計算されますので、大変便利です。

以下、手順に従って説明します。

3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

(1) 給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくくと便利です（社会保険料については26ページ、小規模企業共済等掛金については28ページ参照）。

(2) 集計に当たっての注意事項

1 未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

2 現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

3 本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略して

もよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることになります。

4 年の途中で再就職した人の取扱い

年の途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することになりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

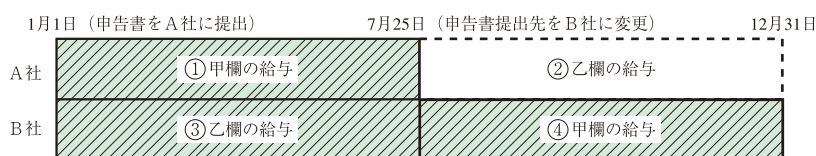
5 前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

6 年の途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

2か所以上から給与の支払を受けている人で、年の途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先（下図のA社）からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先（下図のB社）から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



（注）斜線の部分（①、③及び④の合計）がB社において実施する年末調整の対象となる給与です。

3-2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

- (1) 上記3-1により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「計⑦」欄の金額）を、47ページ以降にある「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額を求めます。

なお、令和8年分の給与所得控除後の金額の算出表は、令和7年分のものから改正されていますので、必ず令和8年分のものを使用してください。

- （注） 1 本年分の給与の総額が741,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「0」となります。
2 本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。
この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額によります。

〔例〕 給与所得控除後の給与等の金額の計算

◎ 給与の総額 7,654,321円

算 式 $7,654,321円 \times 90\% - 1,100,000円 = 5,788,888.9円$ （切り捨て）

◎ 給与所得控除後の給与等の金額 5,788,888円

(2) 所得金額調整控除の適用を受ける人については、既に所得金額調整控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、次の算式により、上記(1)で求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「計⑦」欄の金額）から所得金額調整控除額を求め、その控除額を源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄に記入します。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{本年分の給与の総額}^{(注1)} - 850\text{万円}) \times 10\% \text{ (最高15万円)}$$

(注) 1 1,000万円を超える場合には、1,000万円

2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔例〕 所得金額調整控除額の計算

◎ 給与の総額 8,765,432円

$$\text{算 式 } (8,765,432\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% = 26,543.2\text{円 (切り上げ)}$$

◎ 所得金額調整控除額

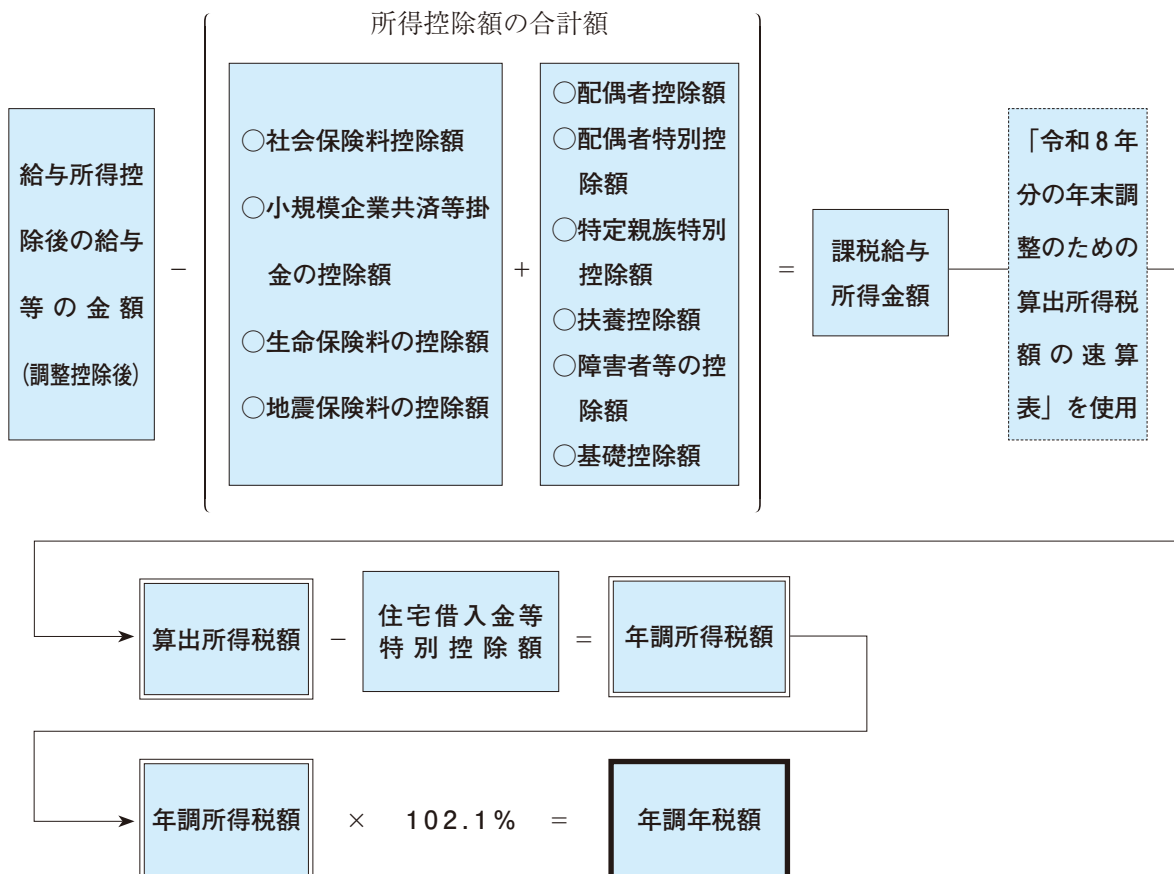
26,544円

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の計算が終わると、これを基にして令和8年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



・年
末
調
整
の
し
か
た
・年
税
額
の
計
算
・過
不
足
額
の
精
算

※1 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

2 これらの計算は、源泉徴収簿を使って行いますが、国税庁ホームページに掲載している「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくと、各手順の計算の一部が自動計算されますので、大変便利です。

年末調整計算シート



(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm)

3-4 扶養控除額等の合計額の計算

扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づき確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計額を源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記入します。

扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額の求め方は、64ページの「令和8年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について」を参照してください。

- (注) 1 源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄には、基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額は含まれません。
- 2 基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額については、16ページの「2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認」を参照してください。

3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

(1) 課税給与所得金額の計算

イ 源泉徴収簿に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額㉑」欄に記入します。

- (イ) 社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑫、申告による社会保険料の控除分⑬、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭）
- (ロ) 生命保険料の控除額⑮
- (ハ) 地震保険料の控除額⑯
- (ニ) 配偶者（特別）控除額⑰
- (ホ) 特定親族特別控除額⑱
- (ヘ) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲
- (ト) 基礎控除額⑳

ロ 「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」欄の金額から「所得控除額の合計額㉑」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額㉒」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

(2) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ 「差引課税給与所得金額㉒」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（55ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

〔例〕

◎ 差引課税給与所得金額（「㉒」欄の金額） 2,696,000円

◎ 算式（令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

$$2,696,000円 \times 10\% - 97,500円 = 172,100円$$

ロ 上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額㉓」欄に記入します。

3-6 年調年税額の計算

(1) 住宅借入金等特別控除額の計算

住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑭」欄（令和元年以降令和3年までに居住を開始した人にあつては、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑧」欄、令和4年以降に居住を開始した人にあつては、「住宅借入金等

特別控除額⑥」欄)に記載の控除額を源泉徴収簿の「住宅借入金等特別控除額④」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額③」欄の金額から「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額⑤」欄に記入します。

この場合、「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額が「算出所得税額③」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額⑤」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

年末調整において年税額を計算する際には、復興特別所得税を含めた年税額（年調年税額）を算出する必要があります。

そのため、「年調所得税額⑤」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額⑥」欄に記入します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりますから、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額⑥」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「⑥」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになります。

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額⑦」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法と、②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法とがあります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

イ 給与の支払者から還付する場合

(イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額